

介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ⁸³ ●
介護保険サービスについて





要介護認定を受け、要支援1・2、要介護1～5になった方は介護保険サービスを利用することができます。在宅サービスはケアマネジャーに相談し、ケアプラン(1カ月のサービス計画表)を作成してもらいます。(ケアプラン作成に関しては、利用者負担はありません。また、ケアプランは自己作成することもできます。)地域密着型サービスや施設サービスの利用については、各施設へ相談をしてください。

○要支援1・2の方が利用できるサービス(予防給付)




○要介護1～5の方が利用できるサービス(介護給付)

※下記表の内容は要介護1～5(介護給付)のサービス内容を基本としています。要支援1・2の方は、利用できない記載がない限り、介護予防を目的としたサービス内容となります。
※利用者負担は、原則としてサービス費用の1割です。


<在宅サービス>

	サービスの種類	内 容	
通所して利用	通所介護 (デイサービス)	通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を受けられます。(日帰り)	
	通所リハビリテーション (デイケア)	老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを受けられます。(日帰り)	
訪問を受けて利用	訪問介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした、乗降介助も利用できます。 ※通院乗降介助は要支援1・2の方は利用できません。	
	訪問入浴介護	ホームヘルパーと看護師が移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介助を行います。	
	訪問リハビリテーション	居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問し、リハビリテーションを行います。	
	訪問看護	疾患などを抱えている方について、看護師が居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います。	
	居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。	



<在宅サービス>

	サービスの種類	内 容
居宅での暮らしを支える	福祉用具貸与	日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。 ※要支援1・2、要介護1の方には、その身体の状態から必要であると想定しにくい用具(車いすなど)は、原則、保険給付の対象外です。 
	特定福祉用具販売 (福祉用具購入費支給)	入浴や排せつなどに使用する福祉用具を販売し、年間10万円を上限にその購入費を支給します。 ※指定事業者の相談員のアドバイスを受け、身体状況に合ったものを購入する必要があります。
	住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用を支給します。 ※事前申請が必要です。 
短期間入所	短期入所生活介護 ／療養介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設や医療施設に短期入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。 
在宅に近い暮らし	特定施設入居者生活介護	ケアハウス・有料老人ホームなどに入居している方に、日常生活上の支援や介護を提供します。

<地域密着型サービス> ※原則として他市町村の事業所は利用できません。

	サービスの種類	内 容
地元での暮らし	小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、本人の心身の状況や希望に応じたサービスを受けられます。
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症の方が、共同生活をしながら、食事、入浴、排せつなどの日常生活の支援や訓練が受けられます。 ※要支援1の方は利用できません。 

<施設サービス> ※要支援1・2の方は利用できません。

	サービスの種類	内 容
施設に入所	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な方が、日常生活上の支援や介護を受けられます。
	介護老人保健施設 (老人保健施設)	状態が安定している方が、在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを受けられます。 
	介護療養型医療施設 (療養病床等)	急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする方が、医療施設で療養上の管理や介護を受けられます。 

介護保険料は大切な財源です。納付期限までにお納めを ～安心で便利な口座振替を!～

【お問い合わせ】本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(直通)